

寄稿

精神障害を有する者の性犯罪被害の実態と課題

帝京平成大学 大塚 淳子

はじめに

日本では平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（以下、基本法）により、犯罪被害者がさまざまな被害を被ったことに伴い生活や人生上の多様かつ深刻な困難を抱え、リカバリーのために多岐におよぶ途切れない支援を要する存在であると認められた。被害者の尊厳を護り権利保障を図るための基本法に基づく犯罪被害者等基本計画（以下、基本計画）は既に第4次まで見直しが重ねられ、犯罪被害者等支援策は充実強化に向け整備、推進途上である。

なかでも、犯罪類型としての性犯罪被害、潜在的被害者としてのこどもや多様な被害者への支援の充実が課題として掲げられている。その背景には、性犯罪被害者における精神障害の有病率の高さが明らかなことや、被害申告をしにくい性被害において、こどもを始めとする多様な被害者がより困難を抱える状況が認められている。

すでに第2次基本計画（平成23～27年度）において「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置促進が盛り込まれ、平成30年度に全都道府県において設置整備がなされた。ほぼ同時期に、犯罪被害者等総合的対策窓口も全市町村に整備された。

第3次基本計画（平成28～令和2年度）では、基本方針の一つに、個々の事情に応じて適切に支援を行うことが盛り込まれた。第4次基本計画（令和3～7年度）においては、性犯罪被害を含む潜在化しやすい被害者への施策が多数盛り込まれており、法務省の調査研究施策として、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する」とある。

令和5年7月に改正された刑法において新設された「不同意わいせつ罪」では、まさに同意の有無が問われるため、同意意思の形成や表明などに一定の困難を有する障害児・者の被害実態の調査や支援策の検討が求められている。

本稿では、精神障害を有する被害者に焦点を当てて実施された法務総合研究所による特別調査（本書第3章）を概観する。また、先行研究等による知見を紹介し、併せて障害のある者の犯罪被害につ

いて若干の考察を行いたい。

本特別調査は、被害者に精神障害があると明らかな者の裁判資料から分析を行うもので、被害が潜在化しやすい障害児・者の被害防止や支援策の充実に資する貴重なものとする。

以下、第3章冒頭及び同章5節の記述と一部重複をするが、本論稿の分析対象となる調査データ及び結果を概観して得られる考察について述べる。

1. 対象被害者の属性

本特別調査は、被害が潜在化しやすい精神障害を有する性犯罪被害者^(※)を主たる対象とし、精神障害を有しない者との比較をすることで、障害特性に着目した被害実態を明らかにしようとするものである。比較調査の対象群を2つ設けている。一つは、精神障害を有しない者のうち、被害の潜在化しやすい年少者（法に規定する性交同意年齢である満16歳未満の者）であり、もう一つは16歳以上の者である。一方で、精神障害を有する者は非常に幅広い年代の分布が見られ、年齢区分を設けていない。

調査する被害実態としての項目は、被害者の属性、事件概要、被害を受けたことによる影響、事件後の加害者からの感謝等、加害者に対する感情、被害後に利用した社会資源等である。

具体的な対象の抽出は、以下のように行われている。

<精神障害を有する群>

平成30年1月1日から令和4年12月31日までの5年間の有罪判決事件から性犯罪（強姦性交等、準強姦性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれか）を罪名に含み、検察官において被害者が精神障害を有する者であることが犯罪の成立や情状において重要な要素と判断している事件の抽出により、精神障害を有する被害対象者117人。

<精神障害を有しない群>

令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間で、8地方裁判所における有罪判決事件から性犯罪（準強姦性交等及び準強制わいせつを除く）罪名を言い渡された事件の被害者349人。このうち、先述した年少者は117人、16歳以上の者が232人である。

対象者の属性を見ると、精神障害の種類別では、知的障害が全体で74%、そのうち中程度が25%、重度と軽度がともに20%を超え、また重複計上があるものの、発達障害が19%となっており、圧倒

(※) 精神障害の種類等について、該当率（重複計上あり）を見ると、知的障害（中程度）（25.0%）が最も高く、知的障害（重度）及び知的障害（軽度）も20%を上回った。なお、「その他」には、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害などがあつた。

的に知的障害を有する者の被害が多い。また、事件当時の支援状況では、通学を含む施設通所が63.6%と高く、医療機関等への通院治療等が25.6%、施設入所15.9%である。施設通所や通院治療等が多く見られることは、近年、共生社会に向けた福祉施策の推進も背景に、障害児・者が施設入所や入院から在宅等地域へ移行した生活基盤を築き始めていることと無縁ではないといえるが、地域生活における犯罪被害に遭うリスクの高まりにつながる可能性も生じているとすれば、実態解明により防止や支援の対策が求められる。

対象者抽出の段階で、精神障害を有しない者が被害者である場合には事件数が多いために調査対象期間を短くしている。加えて、準強姦性交等及び準強姦わいせつの犯罪時には被害者が薬物等の影響下で意識混濁・喪失状態や睡眠状態が多く、これらの状況の違いから比較対象に適さないため罪名から除外している。また、精神障害を有しない被害者の場合、被害遭遇時に抵抗することで暴行等を加えられやすく暴行傷害などの結果的加重犯が多いが、精神障害を有する被害者の場合はそうしたことが少なく、比較の観点から結果的加重犯は除外されている。このように、対象抽出段階ですでに調査設計上、障害特性への配慮が求められている。

Ⅱ. 障害特性に関連した被害状況

1. 対象事件の被害遭遇状況について

被害の場所に関して、精神障害あり群と精神障害なし（16歳以上）群に有意な差がみられる。精神障害あり群において構成比が高い順に、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」27.8%、「被害者方」18.8%、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」8.5%となっている。犯行時間帯は、「16時～17時59分」が33件、「14時～15時59分」が24件、「12時～13時59分」が17件である。比較対象の精神障害なし（16歳以上）群では、場所は「屋外」56%、時間帯は「22時～23時59分」16.2%、「20時～21時59分」14.0%と夜間の構成比が高くなっている。

精神障害なし群が被害に遭いやすいのは夜間帯であるが、その時間帯に精神障害あり群は屋外にいたことが少なく、特性として活動時間帯が日中に制約されやすいことが分かる。被害に遭う機会は、居住や活動の場及び送迎の場などの日常的に利用する圏域内であり、活動の終了及び終業時刻、送迎時間帯、昼休みなどに該当している。

2. 加害者の属性等について

加害者の属性では、年齢について対象群の間に有意な差が見られている。精神障害なし（16歳未満）群では「29歳以下」及び「30～39歳」が各32.5%、精神障害なし（16歳以上）群では「29歳以下」

が35.8%に対し、精神障害あり群では「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が各23.3%と高かった。

加害者の前歴においては「同種前歴あり」が約1～2割、「異種前歴あり」が約2～3割で、いずれも対象群の間で有意な差はなかったが、精神障害あり群に対する加害者のうち最も多かった「65歳以上」では「異種前歴あり」が46.3%、「50～59歳」では「同種前歴あり」が43.5%と構成比が高い。精神障害がある者に対し犯罪を重ねている加害者は年齢層が高い。

被害者から見た加害者の立場を見ると、精神障害あり群については「支援関係者」が33.0%、「面識なし」29.5%、「知人」21.0%であり、支援関係者と知人を合わせ54.0%になる。つまり、既知の者から被害を受けていることが多い。精神障害なし（16歳未満）群では、「面識なし」40.2%、「知人」28.2%、「継（養）父」10.3%であり、精神障害なし（16歳以上）群では「面識なし」70.3%、「知人」16.8%、「教師等の教育関係者」3.4%となっている。「面識なし」の構成比は精神障害あり群とだいぶ異なる。また、精神障害あり群における「面識なし」に関しては、通勤や通学路で待ち伏せして犯行に至っている事案が複数あることが判明している。加害者側は、被害者が精神障害を有するものであることを認識している状況が推察できる。「支援関係者」には送迎担当者が、「知人」では近隣住民が散見されている。

本来、障害による生活困難へのサポートや見守りを提供すべき立場の者が加害者になっており、地域が被害者にとって犯罪被害リスクが高く安心できない生活環境であると言える。

3. 被害認識等

被害が反復するまで被害申告できなかった理由を見ると、精神障害なし（16歳未満）群・（16歳以上）群のそれぞれにおいて、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が54.5%、52.6%と高いことに対し、精神障害あり群では「被害に関する認識が欠如・不足していた」が54.4%と高く、次いで「加害者から口止めされていた」32.2%、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」16.7%と続いている。また、「その他」の理由として、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群の中に、加害者からの懐柔や、被害者が自身に落ち度があると考え保護者からの叱責を恐れて申告できなかった、あるいは申告に対し保護者が適切な対応をせずに放置した、などがある。被害を認識できなくさせたり封印させてしまう状況は、深刻な課題であり、ここでは被害者が加害者の支配下に置かれていることが分かる。

精神障害なし（16歳以上）群では「被害に遭ったことを知られなくなかった」「どうしたらよいのか分からなかった」が各26.3%となっており、改めて性被害は申告しにくい犯罪被害であることが

分かる。

捜査機関への犯行発覚までの期間を見ると、「1年以上」が精神障害あり群で12.5%、精神障害なし（16歳未満）群で19.7%に対し、精神障害なし（16歳以上）群は1.3%となっている。他方で、「0～1日」が精神障害あり群で36.4%、精神障害なし（16歳未満）群で41%に対し、精神障害なし（16歳以上）79.7%と、大きな差が見られており、被害認識との関連が大きいことが窺える。

4. 被害申告・犯行発覚の経緯及び状況等

被害申告の相手として、精神障害なし（16歳以上）群では「捜査機関」が33.8%と最も多かったのに対し、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）では「親族」が31.3%、53.8%となっている。また、精神障害あり群では「被害申告なし」が34.7%と高く、「日常生活の支援関係者」が11.4%となっている。先に見たように捜査機関への犯行発覚までに長期の時間を要することが多い精神障害あり群の申告相手が親族や支援関係者であることは注目し得る。すなわち、被害を聞いた者が、迅速に捜査機関に被害申告及び申告のサポートをしていないことを示している。

このことは、筆者自身の経験や支援関係者からの情報によっても想像しやすい。まずは内部的な聞き取りを行うことや、医療及び福祉関係機関内での連携を優先させる傾向にあると考えられる。背景にあるのは、被害者の話に確証を持てないこと、あるいは被害による障害の重篤化、症状の悪化などを案じて、刑事的手続きや司法へのアクセスより確認を得る作業を内部で行うことや、医療や福祉的対応などのケアを優先させることに意識が向く可能性であろう。また、医療・福祉関係者における刑事・司法領域の知識不足も否めない。このことは捜査機関への被害発覚の遅れを生み、被害を重ねる可能性も高い。また、支援関係者等による被害の場合、被害が行われた環境や加害者との接触が継続されることとなり、被害に伴う障害や反応（症状）が重くなることが想像に易い。結果的に、被害申告が一層遠のき、支援が困難となる可能性が高い。さらに、内部的な聞き取りを優先させる結果、刑事手続きや司法の場で求められる聴取における汚染を生むという課題もある。

一方で、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群では、自ら被害認識を持てず被害申告が難しい場合、親族や支援関係者が被害者の言動の変化に気づき、被害の発覚にいたる事案も多いことが判明している。被害発覚のためには、身近な者が異変に気付くアンテナの感度を上げる必要があり、潜在化防止につながる重要な要素である。

5. 障害のある者の性被害が潜在化するリスク要因

性被害に遭う状況として、既知の関係者から加害を受けていること、その場所や時間帯が日常生活

の圏域内であり、日常的な活動状況にあることが分かった。一般的には、障害を有する者が自らの力で環境を変える行動はとりにくいことが多い。被害防止のために被害者自らができることは限られてくる。被害者の年代も幅広いことが判明しており、どの年代においても性被害防止につながる性教育や対処方法についての学習や支援が求められる。例えば、幼児の送迎バスでの熱中症防止策のカメラ設置対応は、送迎バス等での性被害防止にも使えるが、それとの違いがあるとすれば機関内の風土や理念が考えられる。福祉や医療サービスは、利用者の主体的選択権が認められるものとして制度設計されているが、現実とは異なり、被害を受けた場所や機関を利用し続けなければいけない状況が少なくない。つまり、加害者個人からの被害だけではなく、政策や制度の被害に遭っているとまで言える。また、実際に認定されていない事件について他の事件の供述の中で語られる事案があることから、同一加害者による複数回の被害など顕在化していない被害がかなりの数ある可能性も高い。さらには、加害者が否認し、被害者は障害特性から供述が難しい場合など、嫌疑不十分で事件認定されない被害など、潜在化している被害は相当多いと推測される。

Ⅲ. 調査統計資料等から見る障害者の被害実態

犯罪被害は通常、被害の申告により捜査機関に覚知されることや障害の有無の判断の難しさも伴い、障害者の犯罪被害について実態把握は殆どなされていない。しかし、近年の犯罪被害に関する検討や刑法改正等の動きの中で、幾つかの調査結果が公表されており、確認できたものを挙げてみたい。

1. 性暴力の相談・支援にあたっている団体に行った実態調査から

「若年層における性的な暴力に係る相談・支援のあり方に関する調査研究事業」報告書（内閣府、平成30年）によれば、調査に回答した団体が選定した事例（構成事例を含む。）268件のうち障害の有無に関する回答があった127件において、手帳の有無にかかわらず障害「あり」と見受けられる事例が70件あったと報告されている。見受けられた障害として、発達障害、精神障害、知的障害等が挙げられ、障害者手帳の有無について確認できた事例34件については、「あり」が23件、「なし」が11件であったと報告されている。また、相談支援を受け始めてから手帳を申請し、取得した場合も含まれるとある。さらに、被害の前からの障害か、被害の影響による状態なのかについては、本調査票からは把握できなかったとされる。調査で行われた支援団体へのヒアリングでは、性暴力被害の背景要因のひとつに「障害」が掲げられている。障害の影響により被害を認識する困難、その影響で繰り返し被害を受けることや経済的性的な搾取の可能性などが報告されている。また、医療や福祉事業所等につながっていても、被害者本人の認識と表出の難しさから被害が潜在化し、再被害防止のた

めの支援が困難な状況が報告されている。

2. 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」から

令和2年3月に法務省が公表した報告書の「性犯罪に係る不起訴事件調査」によれば、令和元年度に検察が「嫌疑不十分」で不起訴とした性犯罪が548件あり、うち60件（10.9%）で被害者に何らかの障害があったとされる。内訳は身体障害2、精神障害26、知的障害25、発達障害7となっている。これは事件記録中に被害者の障害が判明するものがある数であり、捜査上では障害が判明せず、事件記録上に現れていないこともある。第一審判決が言い渡された事件における被害者のうち障害があるのは180件のうち9件（5%）と低い割合である。

不起訴事件で障害のある被害者60人と被疑者との関係を見ると、「面識なし」（3）、「出会ったばかりの者」（6）、「交際相手・元交際相手」（4）、「雇用主・勤務先上司」（2）、「配偶者」（1）、「実父母・養父母」（6）、「その他尊属」（2）、「母親の夫・交際相手」（6）、「その他の関係」（30）である。半数を占める「その他の関係」には以下が該当する。「被害者が日常的に利用していた送迎タクシーの運転手・障害者学校の同窓生」、「過去に入院していた精神病院の看護師、入院先病院の別の患者、入所施設の別の入所者、同僚、隣人等」、「入院先病院の別の患者、交際相手の友人、友人の交際相手、インターネットを通じて知り合った者等」、「教育実習生・発達障害者サークル内の知人・出会い系アプリで知り合った者」。

つまり、障害のある被害者に対する被疑者は既知の関係者が多いこと、被疑者は障害があることを知っていて行為に至っていること、障害特性から被害に遭うリスクが高いことが分かる。

3. 「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」調査結果（令和5年度分）から

令和6年12月に内閣府が公表した各都道府県から報告を受けた全国313か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等の集計結果を見ると、総数126,743件のうち障害があると判明した者からの相談件数は14,119件（約11%）、そのうち1,057（7%）が知的障害者で、12,307（87.2%）が精神障害者である。

4. 内閣府の調査から

令和4年度の内閣府調査（「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書）によると、全国のワンストップ支援センターが受理した電話相談において、被害からの時間では、「1年以上10年未満」が13.1%、「おおむね10年以上」が10.8%、と長

時間を要している者もいる状況が分かる。また、ワンストップ支援センターへの相談以前に警察への相談をした被害者は16.8%、相談以後でも5.7%であり、被害相談をしにくい状況にあることが窺える。

5. 性被害（性暴力）・性加害に絡む支援状況調査（緊急調査）結果報告から

本調査は、令和4年に公益社団法人日本精神保健福祉士協会が当該構成員の協力のもと、障害者の性犯罪（性暴力）被害の実態とワンストップ支援センターの活用状況を明らかにする目的で行った緊急オンライン調査の結果である。94人の回答者は精神科医療機関に勤務年数が20年以上の者が多数であった。相談事例状況から判明したのは、被害者の性別は女性90%、男性9%、精神障害64%、知的障害32%であることや、実親・友人・知人からの被害が多いことが判明している。また被害後の状況として、精神的不調が最多で、被害時より相談がだいぶ遅れた場合は鬱状態や依存、ひきこもり等の課題が出現する傾向が見られた。行政窓口との連携が多い一方で、ワンストップ支援センターにつないだ事例が少ないことや、障害者の性犯罪・性暴力被害は支援に繋がらないことが多いという状況、障害や年齢層に合わせた性教育の必要性などが課題として認識されている。

6. 令和4年度「障害者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果報告から

ここでは性被害（性的虐待）以外についても記述している。虐待類型は区分されているが、性的虐待の被害者は心理的虐待や身体的虐待をも受けている可能性が高いと考えられる。本調査結果を見ても、施設従事者からの被虐待者に知的障害者が多いことが分かる。

1) 養護者による虐待の実態

事実確認調査を行った8,351件の27.3%にあたる2,283件が虐待判断事例とされている。被虐待者の主な障害種別（複数回答）では、「知的障害」が45.7%、「精神障害」が44.4%、「身体障害」が16.8%であった。虐待行為の類型では、「身体的虐待」が67.5%、次いで「心理的虐待」が32.0%、「経済的虐待」が16.5%、「放棄、放置」が11.2%、「性的虐待」が2.3%であった。被虐待者の性別は「男性」が36.1%、「女性」が63.9%である。

虐待者の性別は「男性」が62.2%、「女性」が37.7%である。また、年齢は「60歳以上」39.8%、「50～59歳」26.7%、「40～49歳」15.6%である。

通報者の52.6%は警察であり、本人通報は11.4%である。

2) 施設従事者等による虐待の実態

事実確認調査を行った事例4,880件のうち虐待判断事例は1,194件（被虐待者数は2,356人）であ

る。虐待行為の主な類型（複数回答）は、「身体的虐待」が51.9%、「心理的虐待」48.0%、「性的虐待」11.0%であった。被虐待者の性別は、「男性」66.6%、「女性」33.4%である。年齢は、「20～29歳」20.4%、「30～39歳」16.8%、「40～49歳」16.8%、「50～59歳」17.9%であった。被虐待者の主な障害種別は、「知的障害」が74.3%、「身体障害」18.8%、「精神障害」18.9%であった。

虐待者の性別は「男性」68.3%、「女性」31.7%、年齢は「60歳以上」が18.8%、「50～59歳」が17.4%、「30～39歳」が16.1%であった。職種は「生活支援員」が41.8%、「管理者」が10.9%、「世話人」が10.1%、「サービス管理責任者」が6.8%、「その他従事者」が6.1%であった。通報者で多いのは、当該施設・事業所その他職員の20.9%、次いで本人からが14.3%となっている。

IV. 民間団体、研究者等による先行研究から

1. 「障害のある女性の生活の困難—複合差別実態調査報告書」DPI女性障害ネットワーク

障害者への差別、性による差別という重複差別を受けると問題が錯綜し解決が容易ではない状況を「複合差別」と言い、複合的な不利益に結びつく深刻な問題であるとしている。平成12年に実施した調査では、回答した障害女性87人のうち35%が性的被害の経験を述べているとする。また深刻で広範囲な性的被害やDVを受けている障害のある女性にとって必要な情報と支援が、本人には普段から届いていないし、支援機関の窓口や避難施設の大半は、障害のある人の利用を想定していないため、相談や通報が困難で、日常的な不安、恐怖、さまざまな暴力にさらされながら支援を得られていないとしている。平成18年12月に国連で採択された障害者の権利条約第6条等には障害女性の権利が規定されており、DPI女性障害者ネットワークでは関連法の今後の改正に、障害女性の課題を書き入れるための働きかけを行っている。

2. 「障がい児者への性暴力調査」特定非営利活動法人しあわせなみだ

本調査は平成30年3月1日から3月31日までに発達障害当事者のフリースペース内で行われたもので、回答者は32名である。32人中23人が何らかの性暴力を経験しており、そのうち56%は自分の経験を誰かに話しているが、警察への相談者はわずか3人に留まる。また、発達障害と診断を受けたのは成人してからの人が多く、また障害に関する診断を受けた後も手帳を所持していない人が3割という結果が示されている。また重複障がいの者も多い。本調査では知的障害のない高機能群の「発達障害者においても性暴力被害が高い可能性がある」という新たな知見を導き出している。

3. 「軽度知的障害のある思春期女子の性的ハイリスク行動—特別支援学校高等部・定時制高校の教員へのインタビューをもとに—」 竹鼻、馬場、朝倉、伊藤『学校保健研究』62：2021

本調査の結果からは、軽度知的障害のある女子生徒の性的ハイリスク行動には、「金銭がらみの交際・性風俗での労働」、「不適切な性行為」、「危険が伴う性的な行動」が見られ、その要因や背景には、「知的な遅れ」、「自尊感情の低さ」、「複雑な家庭環境」、「情報化社会の影響」があるとされる。支援内容としては「個別の丁寧な指導」、「現状に応じた性教育」、「自立に向けた指導」、「連携」が挙げられる一方で、課題としては「性教育の難しさ」、「卒業後の支援・指導の必要性」、「社会制度をめぐる難しさ」を挙げている。また、対策として個人や家庭状況、社会的背景が複雑に絡んでいるため、教員のみでは難しく社会福祉と学校教育との連携が重要、スクールソーシャルワーカー等専門職配置の重要性などを訴える。加えて日本の性教育の貧しさに言及し、米国の支援サービスを紹介している。

4. 研究者による調査研究

岩田千亜紀氏（法政大学助教）は、前職の東洋大学在職中より、障害者の性被害に関する研究を精力的に行っており、平成30年には「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」をまとめている。令和3年には「性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援のあり方についての検討」を、令和5年には「障がいのある性暴力被害者の被害状況と相談支援の現状と課題」をまとめており、これら2つの論考は『社会福祉学』に掲載されている。前者は一般社団法人Springが実施した「性被害の実態調査アンケート」の質的調査の二次分析を行った研究で、後者はワンストップ支援センターに対するアンケート調査を実施した研究である。

前者では、性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援の課題として、相談機関のアクセシビリティ、相談機関のアクセプタビリティ、相談機関の相談の質との3点があるとし、ソーシャルワーク支援の充実の必要性を説く。後者では、ワンストップ支援センターの約8割で、障害の診断済み及び障害の疑いのある性暴力被害者への相談支援を行った経験があるが、約7割の支援員について研修経験がなく、障害のある対象者の相談支援のための工夫について「ある」が68%、「なし」が28%という結果とさらなる分析をまとめて報告している。

これらの先行研究では、海外の研究や施策動向の調査紹介などもあり、まだ数は少ないものの、障害のある性暴力被害者に関する研究の端緒は見られる。第4次基本計画の施策や今回の刑法改正を背景に、今後徐々に現状と課題が明らかにされ、取組が進むことが期待される。

V. むすびに

本特別調査及びいくつかの統計調査等から障害者の被害実態を見てきた。実態把握に伴い、対策の課題改善も徐々に進んでいると思われるが、把握件数は一部に留まり、対応は十分ではない。また、明らかに被害者の障害種別では知的障害や精神障害が多く、身体障害の特性への配慮の方法や手立ての分かりやすさと比べて、その把握と対応には大きな困難が伴うことが理解できる。

既に司法領域では、児童に続き、障害者に関しても代表者聴取が始まっている。今後はこうした知見の共有及び司法と福祉、医療の連携、本分野における共通言語を構築していくことが求められる。しかし、実態解明が何より重要であり、今回の特別調査の意義は大きいと考える。

児童虐待の防止等に関する法律は施行に伴い毎年の実態把握や対応報告を受けて、既に5度の単独改正が重ねられ、児童福祉法との同時改正を含むとさらに充実強化が図られている。性被害についても被害者の声が大きくなる中、刑法改正が行われた。児童の性被害の増加を背景に、令和3年には教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、こどもをわいせつ行為から守る仕組みである「日本版DBS」の導入に向けて準備が進められている。このように、こどもが対象の場合や性犯罪については、社会の関心が高く、法律改正を視野に入れた対策検討が繰り返されている。ところが、深刻な死亡事案や非人道的虐待事案などがどれほど明るみに出ても、障害者の犯罪被害に関する検討や法制化の進展及びドラスティックな改革はみられない。早急な対応が求められる。

述べてきたように、障害者が被害に遭遇した際の支援と課題は多くある。何よりも障害を有する者の犯罪被害の実態を明らかにするための調査研究を進めることが肝要である。そのうえで、被害の発見ができるようにするためには、障害者への被害認識に関する教育及び支援者への研修、そして安心・安全な環境の整備や構築が求められる。そのためには、被害者等支援の体制の充実強化のための予算措置を講じることが欠かせない。

<参考文献>

1. 内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報, https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf, 2018.9 (2023.9.27)
2. 法務省ウェブサイト「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」, 法務省, <https://www.moj.go.jp/content/001318153.pdf>, 2020.3, p32, (2023.9.27)
3. 法務省ウェブサイト「性犯罪に係る不起訴事件調査」<https://www.moj.go.jp/content/001318166.pdf> 2020.3, p1, p9, 別表3-3, (2023.9.27)

4. 内閣府ウェブサイト「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」2023年度分＜配偶者からの暴力に関するデータ＞, 内閣府, https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2023soudan.pdf.2023, (2024.12)
5. 厚生労働省ウェブサイト「令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/001364027.pdf> (2024.12)
6. 『障がい児者への性暴力が認められる社会へ』＜障がい児者への性暴力に関するアドボカシー事業報告書＞特定非営利活動法人しあわせなみだ, 2018年7月
7. 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと精神科医療機関等との連携」2022年4月武蔵野大学学術機関リポジトリ
8. 「特別支援学校における知的障害のある生徒への性に関する指導」糸岡・岡田, 愛媛大学教育学紀要第70巻 137-144, 2023
9. 「軽度知的障害のある思春期女子の性的ハイリスク行動—特別支援学校高等部・定時制高校の教員へのインタビューをもとに—」竹鼻・馬場・朝倉・伊藤, 学校保健研究62:2021:351-361
10. 『障害のある女性の複合差別（共通テキスト資料集）』DPI女性障害者ネットワーク、2019.1.31
11. 「障害のある性暴力被害者への相談支援に関わるソーシャルワーク支援の研究」岩田千亜紀, 科研20K13736
12. 「性暴力被害者のニーズを踏まえた相談支援のあり方についての検討～「性被害の実態調査アンケート」の質的調査の2次分析を通じて～」岩田千亜紀, 社会福祉学第62巻第3号 58-72, 2021
13. 「障害のある性暴力被害者の被害状況と相談支援の現状と課題—性犯罪・性暴力被害者のためにワンストップ支援センターに対する調査から」岩田千亜紀, 社会福祉学 第64巻第1号88-102, 2023
14. 「障害者の被害が潜在化している要因について」『被害者学研究』第33号, 2024.3, 108-121